

平成 19 年 8 月 24 日

静岡県建設部河川砂防局長
太田川ダム建設事務所長

公開質問書に関する回答について

日頃より静岡県の河川行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
平成 19 年 7 月 31 日付けで送付されました公開質問書に対して下記のとおり回答します。

記

Q1：6月8日付の要望書に対し、6月29日付けでの河川砂防局長名の回答に公印がありませんが、公文書と理解してよろしいか。

A1：平成19年6月29日付の回答は公文書として回答したものです。

Q2：局長の「県が責任をとる」ということ発言は、県の公式見解ですか。

A2：太田川ダム建設事業は河川管理者である静岡県と利水事業者である静岡県企業局の共同事業として実施しており、ダム完成後は静岡県が管理することになります。したがって、管理上の責任は静岡県にあると考えています。

Q3：6月8日の質問に対する局長の回答は、これまでの静岡県の公式見解を全面的に否定したと受け取ってよろしいか。

A3：太田川ダムの耐震設計については、法に基づく「河川管理施設等構造令」にしたがって地震の強度を静的荷重に置き換える「震度法」により設計していると説明をしたもので、ご質問された地震の震度あるいは地震規模を示すマグニチュードに対する具体的なダムの安全性の回答を持ち合せていないことを説明したものです。

現在の基準に基づく「震度法」により建設されたコンクリートダムでは、兵庫県南部地震などにより十分な安全性が確認されたことから、地震に対してダムは相応の安全性を有していることはこれまでの説明のとおりです。

なお、6月29日付で回答したとおり、県ではダムの安全性について更に万全を期すため、今年度、平成17年に国土交通省が策定した「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）」に基づき安全性の確認を実施し、結果については、速やかに県民の方々に情報提供することはすでにお伝えしたとおりです。

Q4：静岡県は中央防災会議で見直された時点で「太田川ダム建設事業に関する質問への回答（Q&A）[地質編]」で述べている説明が既に誤っていたことについて公式に訂正を行ったことがありますか。

A4：太田川ダムにおいては調査の段階において、第四紀断層調査を実施していますが、調査の結果、ダムサイトおよび貯水池には注意すべき第四紀断層がないことを確認しています。

ご質問の引用部分は第四紀断層調査結果に基づく説明部分であり、東海地震の震源域に関するものではないため、記述としては誤っていないと考えています。

内陸部の地震災害の一部は第四紀断層に起因するものであり、ダムに及ぼす影響は地盤の振動と断層のずれがあります。地震動については、Q3で回答しているとおり「河川管理施設等構造令」に基づいた耐震設計で対処しています。断層のずれによる地盤変位については、ダム建設にとって問題がある第四紀断層がダムサイト近傍にないことを事前に確認して建設に着手しています。

Q5：太田川ダム設計では安全度 4.1～5.1 以上が保障されている必要があるが、どの程度の安全度が担保されているのか、数値データで示してください。

Q6：政府は原発の耐震基準の見直しの必要を認めているが、ダムの場合も全く同様ではありませんか。

Q7：設計当初の前提が崩れた以上は太田川ダムの耐震設計は当然見直されるべきではありませんか。必要ないと言われるならその根拠を明らかにしてください。

A5～7：Q5からQ7については、まとめて回答します。

ご質問の安全度の根拠が不明確なので、どのくらいの安全度が保障されているかという質問に対しての直接の回答にはなりません。ダムの設計の考え方について説明いたします。

太田川ダムは全国で建設されているダムと同様に河川法に基づく「河川管理施設構造令」等にしがたって設計・施工しており、現行のダムの耐震基準を十分満たすものと考えています。

なお、国土交通省では、兵庫県南部地震後に、学識経験者で構成される「ダムの耐震性に関する評価検討委員会」を立ち上げ、兵庫県南部地震を踏まえて、現行の「震度法」によって設計されたダムの耐震性について、改めて検討しました。

その結果、現行の震度法によって設計されたダムは、十分な耐震性を有していることを確認したとする報告書がまとめられています。

近年、想定される地震規模を上回る地震動を観測されている事例もあることから、ダム地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対してダムの安全性を合理的に照査する方法が確立されています（平成17年に国土交通省が策定した「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）」）。

6月29日付で回答したとおり、県ではダムの安全性について更に万全を期すため、今年度、上記「指針（案）」に基づき安全性の確認を実施し、結果については、速やかに県民の方々に情報提供することはすでにお伝えしたとおりです。

Q8：4月15日付で再公開質問書を提出しているが、回答がありません。また、5月21日付で文書による開示を求めています。回答がありません。速やかな回答を求めます。

A8：4月15日付の再公開質問書に記載されている内容については、質問書提出者が出席された「太田川ダム関係事業説明会」（平成19年5月12日実施）において、太田川ダム左岸法面の変位状況と対策内容を説明しました。

また、左岸斜面の変位に関して、正しく修正されたデータについては、平成19年5月3日に口頭にて説明するとともに電子媒体の形で提供させていただきました。

今後も、事業の推進につきまして格別の御理解を頂きますようお願いいたします。